

**財務省第12入札等監視委員会**  
**令和6年度第3回定例会議議事概要**

開催日及び場所	令和7年3月18日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和6年10月1日(火)～令和6年12月31日(火)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 : 令和6年度和多田住宅屋外給水設備改修工事 契約相手方 : 株式会社栄住産業(法人番号9290001002693) 契約金額 : 47,850,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年12月9日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 鹿児島税関支署空調機器改修工事一式 契約相手方 : 三菱電機ビルソリューションズ株式会社(法人番号5010001030412) 契約金額 : 16,478,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年12月11日 担当部局 : 長崎税関
随意契約(公共工事)	-件	-
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 監視艇ひびきウォータージェット装置修繕一式 契約相手方 : 大田造船株式会社(法人番号6250001005190) 契約金額 : 1,243,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年10月31日 担当部局 : 門司税関
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 令和6年分確定申告期における署外申告会場の借上げ(筑紫税務署) (令和7年2月6日～令和7年3月19日) 契約相手方 : イオンモール株式会社イオンモール筑紫野(法人番号5040001000461) 契約金額 : 3,778,390円(税込) 契約締結日 : 令和6年11月14日 担当部局 : 福岡国税局
うち応札(応募)業者数 1者関連	3件	契約件名 : 令和6年度和多田住宅屋外給水設備改修工事 契約相手方 : 株式会社栄住産業(法人番号9290001002693) 契約金額 : 47,850,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年12月9日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 監視艇ひびきウォータージェット装置修繕一式 契約相手方 : 大田造船株式会社(法人番号6250001005190) 契約金額 : 1,243,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年10月31日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 令和6年分確定申告期における署外申告会場の借上げ(筑紫税務署) (令和7年2月6日～令和7年3月19日) 契約相手方 : イオンモール株式会社イオンモール筑紫野(法人番号5040001000461) 契約金額 : 3,778,390円(税込) 契約締結日 : 令和6年11月14日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 1】</b>            契約件名 : 令和6年度和多田住宅屋外給水            設備改修工事            契約相手方 : 株式会社栄住産業            (法人番号9290001002693)            契約金額 : 47,850,000円(税込)            契約締結日 : 令和6年12月9日            担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのかについて検証する必要がある。</p>	
<p>1者応札となった理由は何か。</p>	<p>当初9月に入札手続きを実施し、その際、実績業者1者と唐津市に所在する登録業者3者の計4者に情報提供しているが、実績業者1者のみの参加となり、開札結果は不落となった。改めて入札を実施するにあたり、入札参加資格の要件「管工事」に「水道施設工事」を追加、最初に情報提供した4者のほか、他県の実績業者や有資格者5者の計9者に情報提供を実施。しかしながら、申込は実績業者1者となった。業者に理由を確認したところ、手持ち工事があるため対応が困難との回答。また、考えられる理由としては、設備工事に必要となる主任技術者が不足しており、技術者の確保が困難であったことも想定される。</p>
<p>高落札率となった理由及び2回に渡り入札金額が予定価格を上回ったことの原因・理由としては何が考えられるか。</p>	<p>予定価格と業者の内訳書を比較したところ、協力業者に委託している工事の費用が割高となっているため、それが要因と考えている。</p>
<p>業者が提出した費用内訳書と予定価格の内訳を比較して、直接工事費に大きな差があるがその理由は何か。</p>	<p>当局の予定価格の算出にあたり下請け関連経費については諸経費で算出しているが、業者提出の費用内訳書においては直接工事費に含まれているため、そこに乖離が発生していると考えられる。</p>
<p>過去の契約状況を見ると、応札者数が少ないほど落札率が高くなる傾向が見受けられるが、今後、応札者を増やす対策等として何が考えられるか。</p>	<p>引き続き、競争参加資格を拡大し、情報提供の範囲を更に拡げるほか、工事期間の十分な確保を図りたいと考えている。</p>
<p>公務員住宅の関連工事に関しては、佐賀県は1者応札が続いているようだが、複数者の参加を促すため、他に考えられる方策はないか。</p>	<p>地方公共団体が発注する工事は、予定価格を公表のうえ指名競争入札に付しているほか、工事規模も大きいことから受注意欲が高く、工事規模が小さい当局の工事への参加が消極的となっている。当局としては、これまでどおり声掛け範囲を拡げるほか、地方公共団体が発注する工期と被らない時期を模索する必要があると考えている。</p>
<p>業者の手持ち工事や主任技術者の確保が困難なことが理由とのことだが、当初9月の段階では対応できた可能性はあるのか。</p>	<p>当初9月の段階でも状況は同じであるとの認識でいる。</p>
<p>今後、どの程度の目安・規模等で給水設備改修工事を実施していくのか。</p>	<p>給水設備の改修周期(20~25年)を目安として、故障や修繕頻度の高い箇所から優先的に工事を行うこととしている。実施できる規模は、予算を踏まえると年に2~3箇所が限度である。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 2】</b>            契約件名 : 監視艇ひびきウォータージェット            装置修繕一式            契約相手方 : 大田造船株式会社            (法人番号6250001005190)            契約金額 : 1,243,000円(税込)            契約締結日 : 令和6年10月31日            担当部局 : 門司税関</p>	
<p>1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのかについて検証する必要がある。</p>	
<p>ウォータージェット装置修繕に関する過去5回分の応札者等をまとめた「監視艇ウォータージェット装置修繕実績一覧表」について、頻繁に修繕が行われている理由はなにか。</p>	<p>令和6年4月に左舷側の油圧シリンダー1個の油漏れが確認されたため、油圧シリンダーのシールを取替え修繕した。この時に他の油圧シリンダーも同様に経年により油漏れが発生することを見込んで、すべて(8個)の油圧シリンダーの修繕を計画することも出来たが、監視艇ひびきについては、今年の5月頃に、横浜税関鹿島税関支署から移管される監視艇「たいかい」の配備後に廃艇される予定であったため、修繕費を抑えるために、油漏れが発生した都度の対応となった。</p>
<p>上記の「応札者」欄に記載された各社が選ばれた理由はなにか。</p>	<p>見積合わせの結果、最も低額であった者と随意契約を締結した。</p>
<p>事案2の入札の際は、資料に記載された各社に声掛けはしたのか。</p>	<p>声掛けを行った。</p>
<p>入札参加者が1社のみとなった原因は何か。</p>	<p>油圧シリンダーの油漏れが発生すると、操舵に支障を来たし安全な運航が行えないこととなる。監視取締りの必要性から早期の修繕が求められることから、入札説明の中で早急な対応をお願いしたことにより、対応可能な業者のみの入札になったものと考え。</p>
<p>積算内訳書の「備考欄」に記載されている「積算資料」とは何か。</p>	<p>年度当初に造船所等を対象とした市価調査の結果に基づき、当関で作成した資料である。この度の予定価格の積算にあつては、調査した造船工の労務単価を採用している。</p>
<p>過去に同じ修繕を行ったことはないのか。</p>	<p>過去に1回交換していることを確認している。</p>
<p>積算内訳書は市価調査をしたものということであるが、具体的にどのような調査となるのか。</p>	<p>本契約の積算で使用した造船工の労務単価の他に、船舶の維持に必要な費用を市価調査したものである。造船工については、造船所8社からの回答価格の平均価格となっている。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 3】</b>            契約件名 : 鹿児島税関支署空調機器改修            工事一式            契約相手方 : 三菱電機ビルソリューションズ            株式会社            (法人番号5010001030412)            契約金額 : 16,478,000円(税込)            契約締結日 : 令和6年12月11日            担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているかについて検証する必要がある。</p>	
<p>1回目の入札で、参加者3社全ての入札金額が予定価格を上回ったことの原因・理由としては何が考えられるか。</p>	<p>可能性としては近年の大幅な原材料費、人件費等の価格上昇が影響していることが考えられる。            なお、参考見積りを依頼したA社の担当者に意見を求めたところ、現時点で同内容の見積りを行う場合には、参考見積りを取得した約1年前との比較で価格は2割から3割程度上がるとの見解であった。</p>
<p>価格調査で参考見積額を出した2社はどういう経緯・理由で選ばれたのか。また、この2社が入札参加していないのは何故か。</p>	<p>この2社に参考見積りを依頼した経緯は、空調設備設置の検討を始めた当初、過去に委託実績のあるB社に相談したところ、鹿児島税関支署の空調設置は対応できないとのことで断られたため、他の空調設備メーカーであるC社に相談を行ったところ、鹿児島市所在の施工業者として当該2社の紹介を受けたことから、参考見積りを依頼したものである。            この2社が入札参加していない理由は、2社とも北九州地区の財務省関係機関の競争参加資格を取得しておらず、新規申請も行わない意向で入札参加資格がなかったためである。</p>
<p>価格調査(参考見積)において、空調設備の金額は2者同額となっているが、空調機器の定価か。また、値引き金額は定価と業者の調達予定価格との差という意味か。</p>	<p>参考見積りの金額は、空調機器メーカーの定価であり、値引きの内容には定価と仕入れ値との差額のほか工事費や管理費等の調整も含まれる。</p>
<p>予定価格の積算について、共通費については参考見積りの平均値を採用したとのことであるが、資料6の予定価格調書の記載の中で「設計事務所積算」と記載されているのはどういう意味か。</p>	<p>「設計事務所積算」という記載が適切ではなく、実際には口頭での説明のとおり、参考見積りの平均値を採用したものである。</p>
<p>B社に当初相談したが断られたとのことであるが、そのB社が入札に参加したのはどのような事情か。</p>	<p>詳しい事情は把握していないが、最初に相談した時点から入札まで期間が空いたため、その期間に社内検討の結果、入札参加することとなったようである。</p>
<p>C社から紹介を受けた関連会社2社からの参考見積りをもとに予定価格を積算したとのことであるが、通常、参考見積りの取得にあたっては入札参加資格のある業者を選定するのではないのか。</p>	<p>昨年3月の参考見積りの時点では、令和7年度予算で執行するための予算確保を目的とした見積りであった。しかしながら、昨年10月頃に令和6年度中の予算措置が決定し、急遽年度内の施工のための手続きに移行したものである。本来であれば入札にあたり改めて見積りを取得するが、本工事の工期も長く、年度内に施工するには再調査する期間的余裕がなく、取得済みの参考見積りも6か月以内のものであるため有効と判断し、これを採用したものである。</p>

<p>高落札率が問題となっており、1回目の入札はかなり高い金額での入札があり、価格設定が低すぎたのではないかと。人件費、原材料費等上がっている状況であり、見積書には有効期限の記載(例30日間)があるのでそれを過ぎれば見直しが必要とも考えられるが、その点を考慮することは難しいのか。</p>	<p>今回に関しては3月末までの工期を確保しなければならない状況であったため、スタートを遅らせることができず、見積書の有効期限等も考慮したうえでも、半年以内の見積ということ取得済みの参考見積を採用したものである。</p>
<p>一般的には価格が抑えられたほうが良いが、市場価格から低く離れ過ぎるのも施工の安全面、労務管理面では好ましくなく、今回そういった点での市場とのギャップが生じた可能性もあることから、市場価格を適正に反映する配慮をしていただきたい。</p>	<p>承知した。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 4】</b>  <b>契約件名</b> : 備令和6年分確定申告期における  署外申告会場の借上げ(筑紫税  務署)(令和7年2月6日～令和7  年3月19日)  <b>契約相手方</b> : イオンモール株式会社イオンモ  ール筑紫野  (法人番号5040001000461)  <b>契約金額</b> : 3,778,390円(税込)  <b>契約締結日</b> : 令和6年11月14日  <b>担当部局</b> : 福岡国税局</p>	
<p>1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また競争性が働いているのかについて検証する必要がある。</p>	
<p>施設の条件として、「スクール形式で140名以上収容可能であること」とあるが、過去の来場者数実績等による基準なのか。</p>	<p>過去の来場者数実績等を踏まえ、会場の面積及びスクール形式での収容可能人員を算出している。  なお、借上げ期間中における申告相談会場への来場者は、例年13,000人前後であり、1日当たり平均で650人が来場しており、1人当たりの申告に係る所要時間等を勘案しつつ、会場の面積を算出している。</p>
<p>また、同じく施設の条件として、原則1室、例外的に2室でも可とされているが、どういう理由からか。</p>	<p>申告会場では来場者が各コーナーを移動しながら申告を行うが、1室であることで、レイアウトがしやすく、人員を集中的に投下できる。また、会場全体が見渡せることで、コーナーごとの混雑状況を見ながら、人員配置を変更できる等、会場運営においてメリットがある。  また、隣接している2室であれば、会場全体が一目で見渡せないが、職員が移動することで会場内の様子を確認できることから、条件を緩和し2室でも可としている。</p>
<p>施設の条件を見直し、応募対象者を増やすことは、現状難しいのか。</p>	<p>借上げる施設については、土日を通じて借りられる施設であることも重要な条件であり、仕様書に掲げるいずれの要件も確定申告会場運営において必要なものであることから、見直すことは困難である。</p>
<p>過去5年間の公募状況において、契約金額にバラつきがあるのは何が原因なのか。</p>	<p>契約金額にバラつきがある理由は、年によって会場の使用日数が相違するためである。  年ごとの使用日数は、令和2年度が、コロナ禍で申告期限を延長したため77日間、令和3年度もコロナの影響から67日間、令和4年度は53日間、令和5年度及び令和6年度は通常の開設期間に戻り42日間であった。</p>
<p>筑紫税務署分と比較して、他の署外申告会場の借上げの落札率は高落札率ではないが、どこが違うのか。</p>	<p>他の署外申告会場の予定価格は、前年契約した施設のインターネットに公表されている通常価格(以下、「公表価格」という。)を考慮して算定している。  これに対して、筑紫税務署分は、公表価格ではなく当該施設からの見積書の価格を参考として予定価格を算定している。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>(第1事案について)</p> <p>今後、同様の工事においても同じ状況が予想されるため、発注時期を変更することが最良と考えられるものの、それが難しければ、声掛け範囲を更に拡大するなど、1者応札の解消に努めていただきたい。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <p>緊急修繕が必要であり、請負可能な者が1者しかいなかった状況は理解した。監視艇「ひびき」が来年度廃艇予定であり、修繕経費を抑制するため、都度の修繕を実施したとのことであるが、結果として、頻繁に修繕を行うこととなったことから、過去の履歴等を踏まえた定期保守など、計画的な修繕実施に繋がる方策を検討されたい。</p>	
<p>(第3事案について)</p> <p>予定価格の積算が、入札に参加できない業者からの参考見積を基に行われていることは、利害関係が薄いことから一面では客観性があると言えるが、そのため予定価格が低めとなり高落札率となった事情が理解できた。しかしながら、参考見積を取得する時期が早かったこともあり、本来は参考見積を取り直して予定価格を算出すべきであったと考える。より直近の価格を調査して予定価格積算の精度を上げるようにしていただきたい。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>予定価格の算出を実勢価格に近づけたため高落札率になったこと、会場の条件を変更しづらいため近隣に代替となる会場がないことは理解できた。しかしながら、長期間同一の業者と契約すると、癒着等の懸念が生じるため、引き続き代替会場の検討をお願いしたい。</p>	